

## 徳島県告示第200号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に係るくろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和8管理年度において同法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年徳島県規則第101号）第2条第1項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和8年4月4日から同年6月30日までとする。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤田 正 純